

テーマ別パネルディスカッションⅡ

教育から雇用への移行支援における課題 －専門的支援の活用の可能性を広げるために－

【司会者】

望月 葉子

(障害者職業総合センター 特別研究員)

【パネリスト】(五十音順)

石川 京子

(ぐんま若者サポートステーション 臨床心理士/NPO 法人リンケージ 理事長)

林 眞司

(東京都立足立東高等学校 副校長)

深江 裕忠

(職業能力開発総合大学校 能力開発院能力開発応用系

職業能力開発指導法ユニット 助教)

教育から雇用への移行支援における課題

……専門的支援の活用の可能性を広げるために……

障害者職業総合センター 特別研究員 望月 葉子

学校を卒業すれば、好むと好まざるとに関わらず、社会へ送り出される。高等学校を卒業すれば高卒の資格で、専修学校や職業能力開発大学校等を卒業すれば、それぞれの課程が定める資格で、また、大学を卒業すれば大卒の資格によって、社会的に自立することを要請される。このことは、発達障害等、特別な支援の対象となる若者についても同様である。

発達障害については、障害者手帳を取得した場合は法定雇用率制度や職業リハビリテーションの対象として、取得しない場合は法定雇用率制度の対象ではないが職業リハビリテーションの対象として、それぞれ入職並びに職場適応の支援が展開されてきた。しかし、「診断がない」「開示しない」場合だけでなく、「気づいていない」場合の多くは、学校卒業後の進路として“一般扱いの就職”を希望することになる。こうした若者の教育から雇用への移行に際し、特別な支援の必要性が議論されているものの、方策については未だ模索中の現状がある。

このパネルディスカッションでは、まず、職業リハビリテーションとの連携の視点からみた時、発達障害等、特別な支援が必要となる若者の移行を支援する仕組みがどのような状況にあるのか、現時点で何を検討しなければならないのか、を整理することとする。

【 教育・訓練における支援の最先端 ……現状と課題…… 】

最初の話題提供では、公立高等学校における移行支援のモデルとして、現状と課題を報告いただく。ここでは、成果を挙げた試みとして、特別な支援の対象とする生徒のスクリーニングと評価、教育課程の再編成によるキャリアガイダンス・体験的学習等の実施、市民講師の活用、就職に関する関係機関の情報提供等を踏まえた特別支援教育体制の整備の状況が中心となる。

次の話題提供では、ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校）における移行支援のモデルとして、現状と課題を報告いただく。ここでは、成果を挙げた試みとして、特別な支援を必要とする学生の実態把握（気づき）、修了までのPDC Aサイクルの実施、外部専門家の活用等ケース会議を踏まえた校内支援体制の整備の状況が中心となる。

【 若年者支援機関における支援の最先端 ……現状と課題…… 】

最後の話題提供では、学校卒業後の若者の支援機関（地域若者サポートステーションの事業及び発達障害者等のための就労支援事業）における移行支援のモデルとして、現状と課題を報告いただく。ここでは、成果を挙げた試みとして、学校卒業時・卒業後の利用者に対する支援の仕組み、関係機関との連携と利用者の気づきを踏まえた支援利用の流れ、必要に応じた職業リハビリテーションとの連携等支援体制の整備の状況が中心となる。

【 パネルディスカッションにおける議論のために 】

「障害者」を主たる対象としているわけではない 各機関における取り組みの現状と課題を踏まえ、自機関だけでは限界のある支援をどのように構築してきたか、地域における支援体制をどのように構築するのか、職業リハビリテーションとの連携の可能性はどのように見出しうるのか、等について議論を深めていくことにしたい。

教育から雇用への移行支援における課題

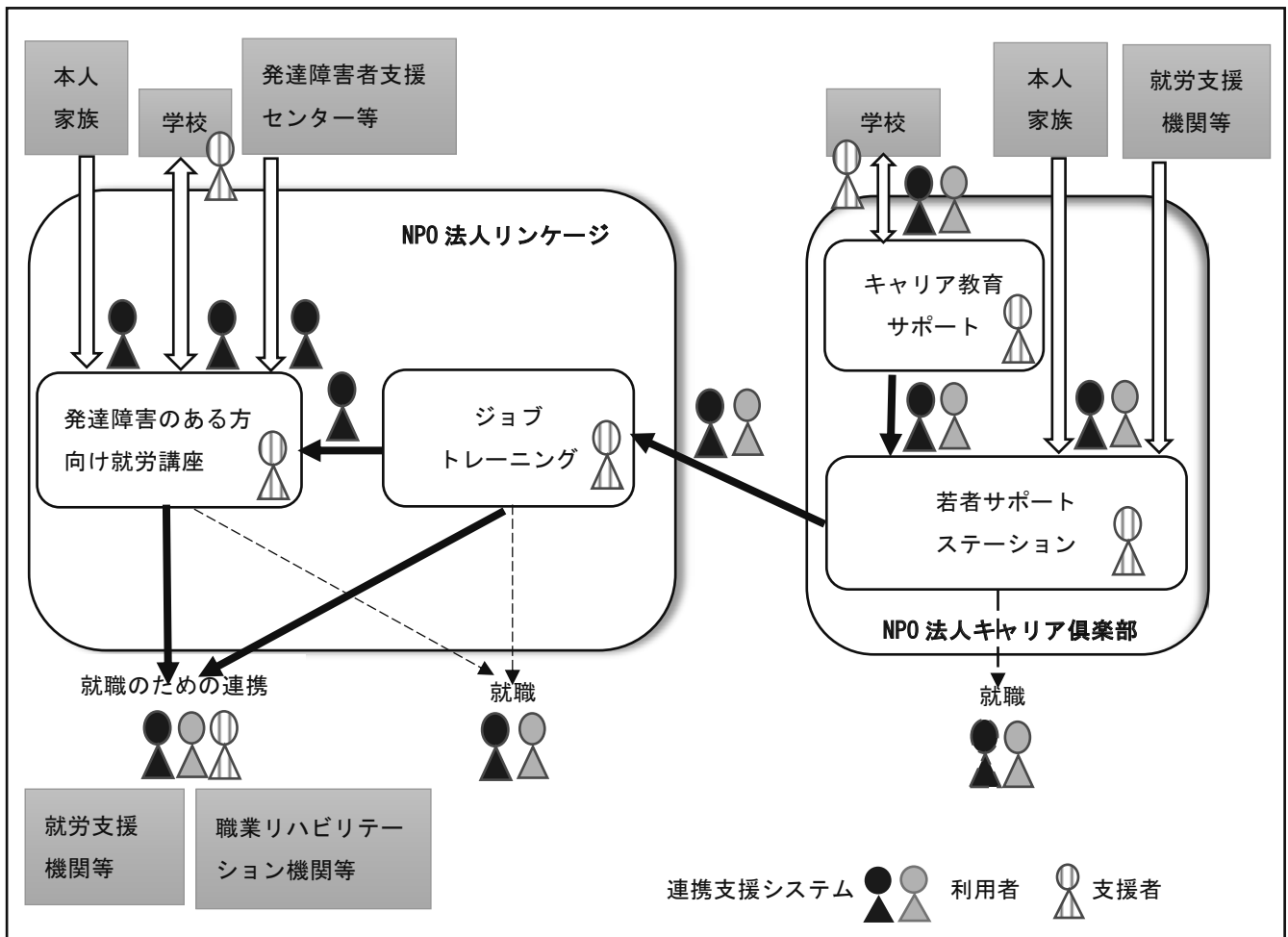
ぐんま若者サポートステーション 臨床心理士
 NPO 法人リンケージ 理事長
 石川 京子

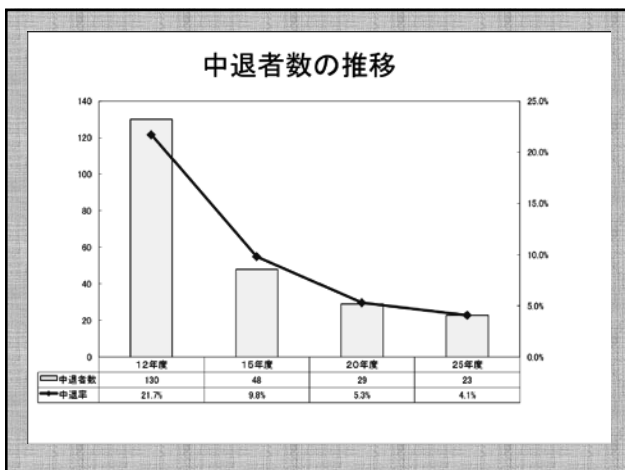
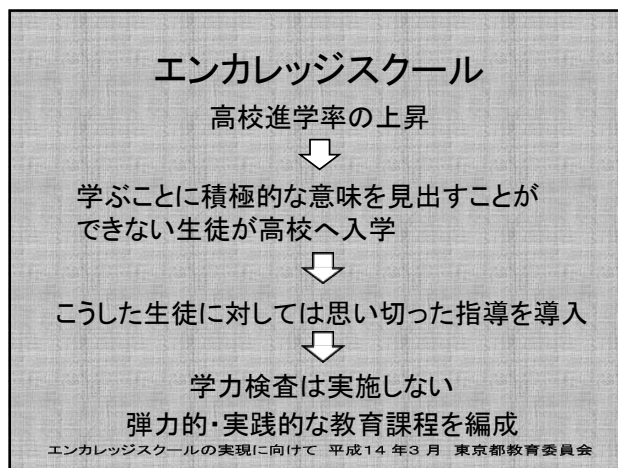
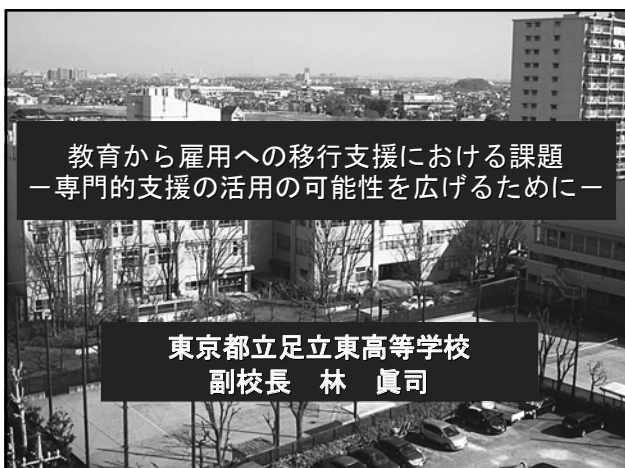
障害のあるなしにかかわらず、周囲の人々に自分のことをわかってもらえるのはとても大切なこと。自ら選んだ人生を応援してもらえることは、それぞれの人の自尊心を支え、はぐくみ、社会で安心して生活していくための土台となります。今回のパネルディスカッションでは、私たちが取り組んできた教育から就労への連携支援システムをベースにした実践をご紹介します。

下記に連携支援システムを図示させていただきました。ポイントになるキーセンテンスは4つです。

1. 利用者ご本人が体験から得た手ごたえを重視する。
 2. 支援課題をさぐるために bio-psycho-social model に基づいたアセスメントに力を入れる。
 3. 餅は餅屋。役割分担としての連携が功を奏す。
1. えっ、ここでも？同じ人が登場する。

当日は皆様と実践の意義と課題を整理しながら、充実した討議を行いたいと思っています。



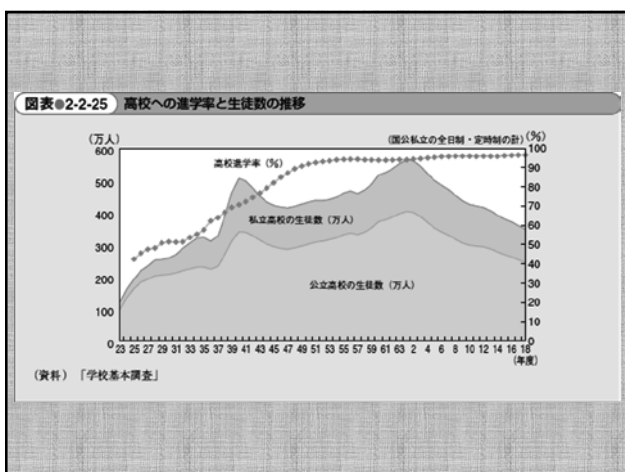


平成18年度版 文部科学白書 第2部 第2章
第5節 魅力ある高等学校づくりと中高一貫教育

1. 高等学校教育の個性化・多様化を進めるために

(1) 高等学校教育の現状について

新制高等学校発足当初(昭和23年)42パーセントであった高等学校進学率が、平成18年度には97パーセントを超え、高等学校はほとんどの子どもたちが通う教育機関となっています(図表2-2-25)。高等学校進学率の上昇に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化しており、生徒一人一人の個性を伸ばす高等学校教育が求められています。



東京都の取組例

○生徒の多様な希望にこたえる高等学校づくり

ア 普通科高等学校

国公立・難関私立大学への進学実績の向上を目指す「進学指導重点校」

小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、基礎・基本の学習を重視した「エンカレッジスクール」など

多様で弾力的な教育課程

基本方針は次のとおりとする。

- ア 卒業までに修得させる単位数は学習指導要領で示す必要最小限(74単位)とする。
- イ 必履修教科・科目は、学習指導要領で定める必履修教科・科目及び学校必履修選択科目(学校設定科目)とする。
- ウ 生徒が自らの将来像を描き、自己実現を図るための手だてを探すことを支援するため、キャリアガイダンスの機能を充実する。

エンカレッジスクールの実現に向けて 平成14年3月 東京都教育委員会

学習指導要領

第1章第2款 4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

学習指導要領

第1章第2款 5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学習指導要領

第1章第3款

1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

学習指導要領

- ア 国語のうち「国語総合」
- イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目
- ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
- エ 数学のうち「数学Ⅰ」
- オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」とする。)又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

学習指導要領

- カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」(英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。)
- ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目
- コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

都立足立東高等学校教育課程

例:1年生の時間割

| | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| O | 10分 | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス |
| A | 30分 | コ英語Ⅰ | ベーシック数学 | 現代社会 | 国語総合 | 地理 |
| B | 30分 | 地理 | 現代社会 | 国語総合 | ベーシック数学 | コ英語Ⅰ |
| C | 30分 | ベーシック数学 | コ英語Ⅰ | 地理 | 現代社会 | 国語総合 |
| 3 | 50分 | コ英語Ⅰ | 家庭総合 | 体育 | 科学・人間 | 芸術 |
| 4 | 50分 | 体育 | 家庭総合 | キャリア | 数学Ⅰ | 芸術 |
| 5 | 50分 | 科学・人間 | 体験Ⅰ | LHR | 体験Ⅱ | 国語総合 |
| 6 | 50分 | 保健 | 体験Ⅰ | | 体験Ⅱ | 体育 |

学習指導要領

第2款各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第3款の1、2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

学習指導要領

第2款各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

$$1\text{単位} = 50 \times 35 = 1750\text{分}$$

学習指導要領

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

7 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

都立足立東高等学校教育課程

例:1年生の時間割

| | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| O | 10分 | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス | スタディ ガイダンス |
| A | 30分 | コ英語Ⅰ | ベーシック数学 | 現代社会 | 国語総合 | 地理 |
| B | 30分 | 地理 | 現代社会 | 国語総合 | ベーシック数学 | コ英語Ⅰ |
| C | 30分 | ベーシック数学 | コ英語Ⅰ | 地理 | 現代社会 | 国語総合 |
| 3 | 50分 | コ英語Ⅰ | 家庭総合 | 体育 | 科学・人間 | 芸術 |
| 4 | 50分 | 体育 | 家庭総合 | キャリア | 数学Ⅰ | 芸術 |
| 5 | 50分 | 科学・人間 | 体験Ⅰ | LHR | 体験Ⅱ | 国語総合 |
| 6 | 50分 | 保健 | 体験Ⅰ | | 体験Ⅱ | 体育 |

キャリアガイダンス

※将来の進路選択に備えて必要な知識を身に付けるとともに、自己の特性を理解する。

※生活上の困難を主体的に改善・克服するため知識、技能、態度及び習慣を身に付ける。

※評価は通年にわたり、生徒の個々の学習記録や授業態度・出席状況を基礎として行う。

体験学習 I

※生涯スポーツ 3分野

ニュースポーツ・ベースボール・トレーニング

※文化 8分野

演劇・絵画・イラスト・フラワーデザイン

吹奏楽・合唱・手芸・天文

※日本の伝統・文化 7分野

囲碁・茶道・和太鼓・箏曲・篠笛・民謡・珠算

2期(内容によって1期)に分けて選択

評価は通年(2期)で、生徒個々の学習記録
や授業態度・出席状況を基礎として行う。

体験学習 I



市民講師と教師のTT

市民講師制度

(目的)

第1 この要綱は、広く一般社会から教育に熱意を持ち、学校教育に有用な知識若しくは技能又は経験等を有する優れた人材(以下「市民講師」という。)を公立学校に招くために必要な事項を定め、もって教育内容の多様化や専門化に対応するとともに、特色ある学校づくりの推進を図ることを目的とする。

(東京都公立学校市民講師設置要綱 平成3年3月15日) より

市民講師制度

(設置する学校)

第2 市民講師は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に設置するものとする。

(東京都公立学校市民講師設置要綱 平成3年3月15日) より

市民講師制度

(資格要件)

第3 市民講師は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 教育に対する熱意を有すること。
- (2) 公立学校の教育に活用できる有用な知識若しくは技能又は経験等を有すること。
- (3) 省略

(東京都公立学校市民講師設置要綱 平成3年3月15日) より

市民講師制度

(身分)

第5 市民講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(担当教科等)

第6 市民講師が担当する教科等の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等学校 教科の一部領域及び総合的な学習の時間の一部に関する授業
- (2)～(6)省略

(東京都公立学校市民講師設置要綱 平成3年3月15日) より

体験Ⅱ-1

※就業体験分野 6分野

ライフ・スキル・トレーニング、整備・工業技術
美容、保育、福祉、園芸・農業

※資格検定分野 14分野

手話、木工、保育音楽、写真技術、電卓基礎
情報検定、食物検定、被服検定、英語検定
漢字検定、ペン習字、数学検定、色彩検定
日本語検定

体験学習Ⅱ



外部受入機関での実習

体験学習Ⅱ-2

※就業体験 4分野

ワーク・チャレンジ・プログラム、保育、福祉、
園芸・農業

※資格検定分野 13分野

手話、木工、保育音楽、写真技術、電卓基礎、
情報検定、食物検定、英語検定、漢字検定、
ペン習字、数学検定、色彩検定、日本語検定

※専門高校と連携 2分野

食品製造、園芸デザイン

スタディガイダンス

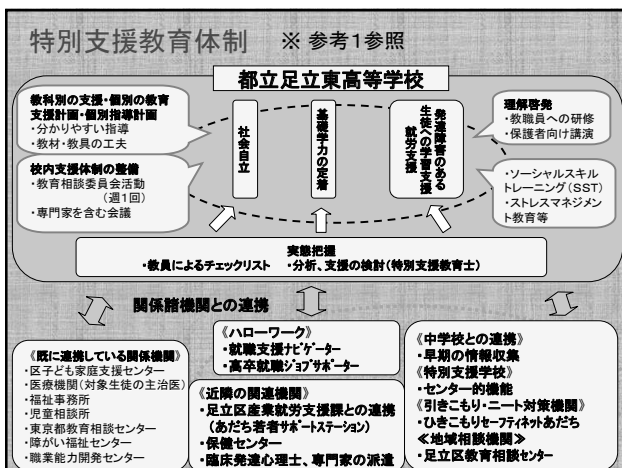
目的:

- ※基礎学力の定着
- ※基本的な生活習慣の確立

ポイント:

毎朝10分間授業を5日で1単位

- ※プリント学習を中心に義務教育段階の国語、
数学、英語の教材を使用
- ※入試問題、就職試験問題などから精選



高等学校からの就労

- 2年生 3月 就職希望者説明会
- 3年生 4月 就職までの流れを説明
- 5月 卒業生懇談会、保護者会
- 7月 1日 求人票の公開
- 7月中旬～8月上旬
会社見学や職場見学
- 9月 5日 応募や学校推薦
- 9月 16日 就職解禁

ジョブサポーター

6月16日、19日、20日

出張個別相談

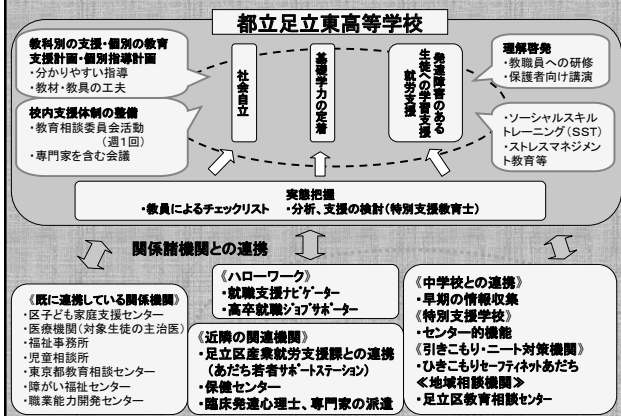
6月30日～7月 4日 模擬面接
 7月11日～7月18日 模擬面接
 8月27日～9月10日 模擬面接

就職支援ナビゲーター

5月 3年生担任との会合
 7月 ハローワークに担任が引率
 (今年度は1名)
 8月 求人票→就職試験

平成24～25年度
 体験授業「ワーク・チャレンジ・プログラム」
 市民講師として授業を担当

特別支援教育体制



足立区就労支援課

職場見学
 区役所の仕事について

進路担当者向け
 足立区内の企業見学

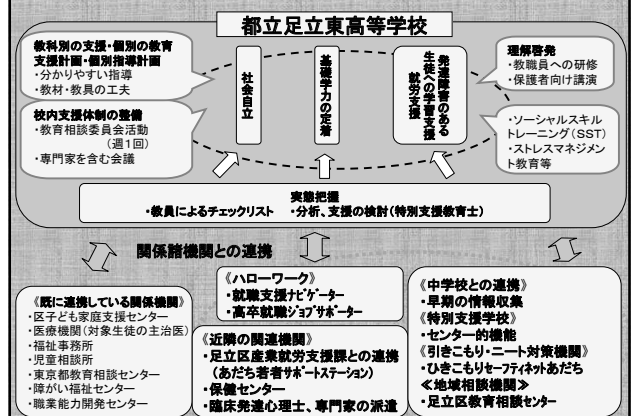
3年生向け
 企業面接会

あだち若者サポートセンター

あだち若者サポートセンター
 研究開発学校「キャリアエンカレッジ」
 運営指導委員として参加

昨年度から
 NGO青少年自立支援センターから職員が
 週1回来校
 セーフティネットあだち
 卒業生を1名引率

特別支援教育体制



足立地区エリアネットワーク連絡会議

(特別支援学校のセンター的機能)

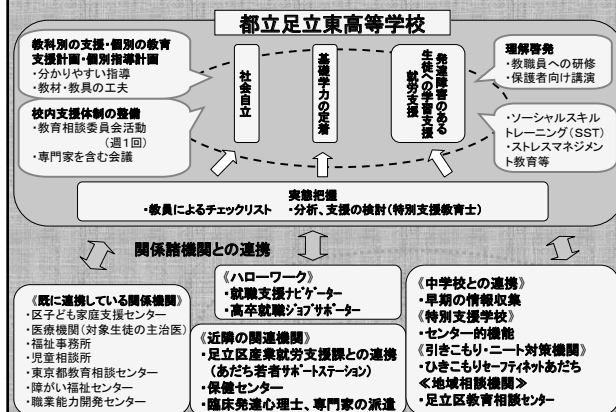
足立区内小・中学校、都立高等学校(9校)
都立葛飾盲学校、都立葛飾ろう学校、都立城北特別支援学校
都立足立特別支援学校、都立南花畑特別支援学校

足立特別支援教育コーディネーター連絡会

(足立区教育相談相談センター)

足立区内小・中学校、足立区内 都立高等学校(9校)
都立葛飾盲学校、都立葛飾ろう学校、都立城北特別支援学校
都立足立特別支援学校、都立南花畑特別支援学校
都立水元特別支援学校、都立葛飾特別支援学校
都立墨田特別支援学校、都立北特別支援学校
都立王子第二特別支援学校

特別支援教育体制



障がい福祉センターあしすと

発達キーパーソン育成研修

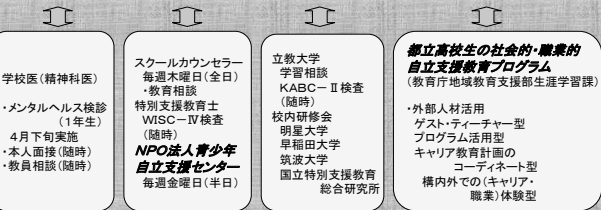
応用行動分析(ABA)と行動アセスメント
ABAの観点からの事例検討
認知行動療法(CBT)と認知・行動アセスメント
CBTの観点からの事例検討
WISC・WAIS・DNCAS等からのアセスメント
WISC・WAIS・DNCAS等からの事例検討
国際生活機能分類(ICF)と個別指導・支援計画
事例検討会(主に学齢期)
事例検討会(主に成人期)

職業能力開発センター

体験学習Ⅱ-1(木曜日5, 6時間目)
整備・工業技術の講座の中で、
電気工学科、若年者就業支援(塗装コース)
と連携して
テーブルタップ、塗装の実習
卒業時に手帳を取得
実務作業科に進学 → 就労

校内支援体制 ※ 参考2参照

教育相談委員会(週1回、授業時間内に設定)
副校長、各学年特別支援教育コーディネーター、養護教諭
要支援生徒の情報交換
関係諸機関との連携(学校医、スクールカウンセラー、特別支援教育、立教大学)
校内研修会の計画、実施
エンカレッジ委員会(学期1~2回)
キャリアガイダンスの計画、実施
外部資源の活用(都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム、NPO法人青少年自立支援センター)



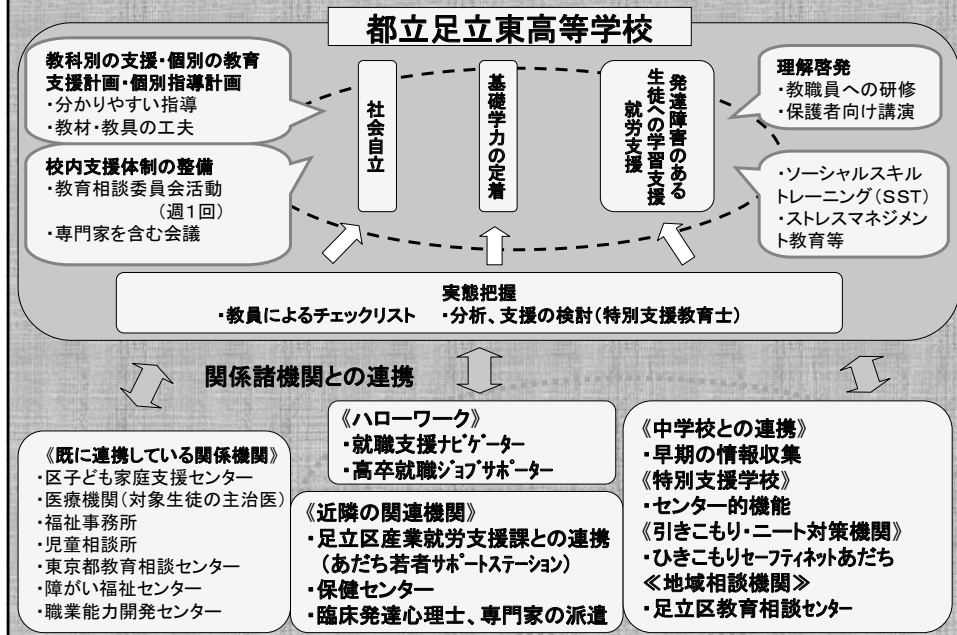
ご静聴ありがとうございました

東京都立足立東高等学校

<http://www.adachihigashi-h.metro.tokyo.jp/>

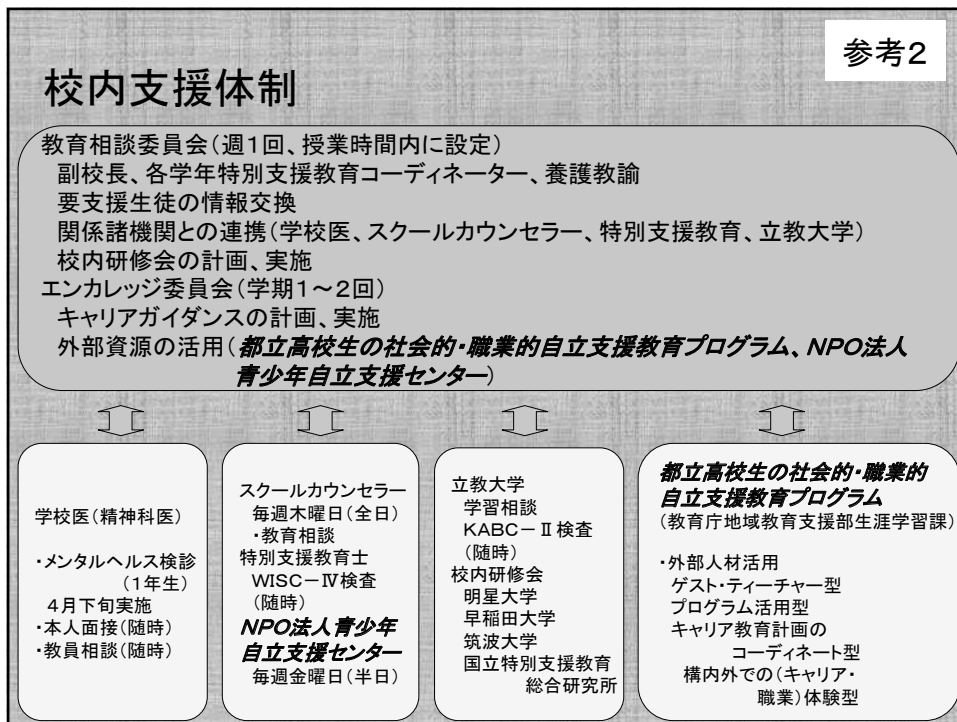
特別支援教育体制

参考1



校内支援体制

参考2



一般校での支援体制と専門的支援の活用

職業能力開発総合大学校 能力開発院
能力開発応用系 職業能力開発指導法ユニット
助教 深江 裕忠

概要

四国職業能力開発大学校附属高知職業能力開発短期大学校で行われている、特別な配慮が必要と思われる学生に対して、外部の支援機関と連携しながら組織的に支援している事例を報告する。

一般校のため、支援に関するノウハウも専門機関とのつながりも一切なく、手探り状態のなか、筆者は5年間支援体制の構築に関わってきた。現在、どのような体制で組織的に支援しているのか、支援機関との連携をどのように行っているのか、そして、支援の流れや支援体制構築のポイントについて、これまでの取り組みを整理した。

1. はじめに

筆者は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、四国職業能力開発大学校附属高知職業能力開発短期大学校（以下、ポリテクカレッジ高知とする）に勤務していた。ポリテクカレッジ高知は、学卒者を対象とした職業訓練校であり、いわゆる一般校である。そのため、身体障害者の方が在籍することがたびたびあったが、平成21年度までは、支援に関するノウハウは一切なかった。

そんな状況の中で、保護者からの連絡をきっかけに、発達障害の診断のある学生の支援を開始した。手探りで支援体制を構築し、外部の支援機関とも連携を行い、橋渡しを実施した。

現在のポリテクカレッジ高知では、発達障害や精神障害の診断がある学生やグレーゾーンの学生について、組織的に支援し外部の支援機関と連携する体制が確立している。

本報告では、どのような支援体制を構築し、支援機関との連携をどのように行っているのか、支援の流れや支援体制構築のポイントについて述べる。

なお、口頭発表には時間の都合があるため、本報告のうち、支援機関との連携以外の部分は大幅に省かせてもらうことをご承知願いたい。

2. ポリテクカレッジ高知の概要

ポリテクカレッジ高知とは、四国職業能力開発大学校附属高知職業能力短期大学校の愛称である。

産業界の変化に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者（テクニシャンエンジニア）の育成を目的として、高等学校を卒業した方を対象とした2年間の公共職業訓練（専門課程）を実施している^[1]。生産技術科と電子情報技術科の2つの科があり、定員はそれぞれ20名と30名である。

生産技術科では、旋盤やフライス盤、溶接、3次元CAD/CAMとNC加工機といった主に金属製品を製造する技能を習得する。

電子情報技術科では、電子回路などのハードウェアと、プログラムなどのソフトウェアの設計・開発技術を学び、主に組込み技術に関する技能を習得する。

その他に、離転職者を対象とした6カ月間の訓練や、在職者を対象とした数日間の訓練を実施しているが、本報告とは関わりが少ないので、この2つの訓練についての詳細は省かせてもらう。

現在は、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しているが、平成23年9月末までは、独立行政法人 雇用・能力開発機構が運営していた。そのため、支援を開始した平成21年度のときは、障害者の就労支援について何もわからない状況であった。

3. 支援体制

最初に、支援体制について報告する。

3.1 ケース会議の概要

校内にはケース会議が設置され、四半期に1回程度のペースで開催されている。このケース会議は、管理職、事務職、各学科の指導員から選出されたメンバーの他、校長が必要と認める者として高知障害者職業センター主任カウンセラー及び外部専門家とで構成されている。

ケース会議では全ての特別な配慮が必要と思われる学生の情報が報告され、対応等について検討を行っている。メンバーに外部専門家が含まれるので、報告は全て学生名を伏せ、個人情報省いて行われる。また、ケース会議設置要綱にて、個人情報あるいは個人を特定できる情報についての守秘義務を定めている。

ケース会議で検討する学生は、

- ・ 配慮学生
- ・ 観察学生

の2段階に分けている。

配慮学生とは、診断がある学生、保護者等から支援の要請を受けるなどにより、配慮を必要とする学生である。

観察学生は、今後配慮が必要となる可能性があるので注意深く観察している学生である。観察学生の場合、一時的に行動が不安定になっているだけや、簡単な対応や家庭での対応だけで課題が解決したりすることもあるので、時間が経過すると観察学生から外れるケースもある。逆に、状況が悪化して配慮学生となるケースもある。

3.2 情報共有と支援の検討・実施

ケース会議の重要な機能のひとつが、情報の共有である。

もし、職員が学生に対して、特別な配慮が必要だと感じる事案が発生した時には、すぐにケース会議メンバーへ報告する。そして、報告を受けた直後には、ケース会議メンバー間で情報を共有す

るとともに、ケース会議において報告される。

なお、急な対応が必要となる案件であれば、即座にケース会議メンバーを招集し問題の解決にあたる。この結果も、ケース会議において報告される。

ケース会議では報告に基づき、専門家からのアドバイスを通して、実現可能な支援方法を検討する。そして、ケース会議メンバーが所属する部署の職員と一緒に支援を実施する。支援内容によっては、保護者や支援機関との連携が必要なこともあり、そのときはケース会議メンバーや担当が窓口となって対応を図る。

また、学生が将来的に社会人として自立した行動ができるように、支援を緩める場合もある。どの支援を手厚くし、どの支援をあえて緩めるか、ケース会議で慎重に見極めながら判断する。

なお、支援を実施した結果についてもケース会議において報告され、上手くいかなければ改善策を、上手くいけば次のステップに向けた支援方法を検討している。

このように、情報共有の範囲が広く、ケース会議メンバーが中心となって職員全員で支援を実施しているのが特徴である。また、支援の成功/失敗を報告することで、成功事例の共有とPDCAサイクルによる改善を継続的に行っている。

4. 支援機関との連携

ポリテクカレッジ高知での支援機関との連携は、内部的に「支援対象の学生全員に対して連携する支援機関」と「個々の学生が利用して連携する支援機関」の2つの層に分けて実施している。

4.1 1層目の支援機関との連携の特徴

1層目の支援機関とは、ケース会議に招聘して、メンバーとして参加していただいている支援機関である。

ケース会議にて、全員の支援状況を把握し、支援に関するアドバイスを行っている。さらに必要に応じて、各支援機関で実施可能な専門的支援を活用している。

例えば、休み期間に支援機関で実施しているSSTを学生が受講したり、厚生労働省編一般職業適性検査（GATB）を受けたりした。

他にも、ポリテクカレッジ高知では年に1回以上支援に関する職員研修を実施しているが、その研修を企画するとき、ポリテクカレッジ高知の現状を踏まえてどのような研修が必要かのアドバイスや、講師の紹介をしてもらっている。

4.2 2層目の支援機関との連携の特徴

2層目の支援機関とは、配慮学生が個々に利用している病院や支援機関である。

ポリテクカレッジ高知は学卒者を対象とした職業訓練校のため、入校時点から診断を受けた病院を利用しているケースが多い。一方で、入校時点から就労支援機関を利用しているケースは稀である。就労支援機関との連携については、ケース会議で利用が適切であると判断した就労支援機関を、学生や保護者に紹介することから開始している。

2層目の支援機関は、学生の状況や障害特性について詳しく知っているので、対応方法等についてのアドバイスや、支援の相談をお願いしている。

例えば、統合失調症の診断のある学生が、職員に妄言らしきことを話した時に、重度の問題行動として何らかの予防的な支援をするべきなのか、それとも軽度の問題行動であり様子を見るだけでよいのかについて相談したりしている。

他にも、よく利用するのが公共職業安定所の専門援助部門である。学生と一緒に窓口を訪れて、障害者枠で就職するときのメリットとデメリット、就職までの流れについて説明を受けたり、職員には雇用率や助成金などの制度について教えてもらったりしている。

4.3 共通する連携

両方の層の支援機関とも、それぞれ主催して啓発セミナーや支援方法の研修を実施している。これらのセミナーや研修の情報を提供してもらい、ケース会議のメンバーに周知うえ、職員の参加の可否を検討している。

また、支援の参考となるような書籍の情報についても提供してもらっている。

一般校の場合、こういった情報が自然と集まらないので、貴重な情報源となっている。

4.4 2つの層に分けて活用するメリット

支援機関を内部的に2つの層に分けて活用することのメリットは次のようになる。

(1) 広い視点での支援のアドバイスを得られる

特別な配慮を必要とする学生と関わりのある専門機関からアドバイスを受ける場合、基本的には学生の周辺に関する事柄が中心となる。もちろん、学校側が専門機関に出せる情報も、学生の周辺に限られてしまう。そのため、もっと広い視点で支援についてアドバイスを受けることが難しい。

だが、ポリテクカレッジ高知の場合、1層目の支援機関が全ての特別な配慮を必要とする学生の状況を把握できるので、広い視点に立って課題などを見つけやすい。例えば、校内の教室や実習場を見てもらったあとで、全体のバランスを考慮した改善点を提案してもらうこともできる。

他にも、学生Aのケースで上手く行った支援を、学生Bにも適用するというアドバイスを受けることもできる。素人判断で行うと、学生Bの障害特性と合わずに失敗することがあるが、それを防止できる。

(2) グレーゾーンの学生についても、支援を検討することができる

診断等がある学生の場合は、支援機関を利用しているケースが多く、専門的な支援のアドバイスを受けやすい。しかし、グレーゾーンの学生の場合、支援機関を利用していないケースがほとんどである。さらに一般校では、診断のある学生よりもグレーゾーンの学生の方が、比率が高い。

ポリテクカレッジ高知でも同様に、支援機関を利用していない学生は多い。

だが、1層目の支援機関がケース会議に参加し、グレーゾーンの学生の報告も受けているので、専門的な支援のアドバイスを受けることができる。さらに、グレーゾーンの学生は支援機関の助けが

必要なレベルかどうかについても見解を聞くことができる。

これにより、グレーゾーンの学生だからといって、安易に支援機関へ丸投げするような対応をとることなく、学校が責任を持って修了と就職へ支援していくことができる。また、職員がグレーゾーンの学生への対応に悩んでメンタルヘルスを悪化することも防止できる。

(3) 就労支援機関や橋渡し先を検討しやすい

一般校の場合、支援機関に関する情報が少ないうえに、どのような専門性があるのかも知らない。そのため、不適切な支援機関を紹介してしまうこともあり得る。

だが、ポリテクカレッジ高知では、ケース会議で活用する専門機関を選定するので1層目の専門機関のアドバイスを聞ける。そして、学生の状況、学生と家族の要望、学生の将来像、支援機関の専門性などを考慮して選定するので、学生と支援機関のミスマッチを防止できる。

(4) 特性を考慮した支援を検討しやすい

すでに診断等があって専門機関を利用している学生の場合は、2層目の専門機関と連携できる。ところが、専門機関が医療機関などの場合は、検査結果や一般的な支援方法についての情報提供しか行っていない所もある。

ポリテクカレッジ高知では、同意を得て、各専門機関から得た情報もケース会議で報告している。そのため、1層目の専門機関が、2層目の専門機関の情報を確認してアドバイスすることができる。

そのため、特性を考慮してきめの細かい支援を検討できる。

4.5 2つの層に分けて活用するデメリット

支援機関を内部的に2つの層に分けて活用することのデメリットも、もちろんある。それは、次のようになる。

(1) コーディネートの苦労がある

2つの層に分けることによって、1層目と2層目の支援機関の間で調整する役割をする人が必要

になる。

ポリテクカレッジ高知では、ケース会議のメンバーが各専門機関に対してコーディネートを行った。情報が錯綜すると連携が混乱するので、ポリテクカレッジ高知が主体的に情報を集約するようにしている。

(2) 同意を取る範囲が広がる

支援機関から情報を取得するときには、本人や両親の同意が不可欠である。さらに、取得した情報をケース会議で1層目の支援機関に開示する同意も必要となる。

ポリテクカレッジ高知では、最初の面談時に、ケース会議を必ず説明し、支援の検討に必要なので情報の開示に同意してくれるよう、お願いしている。

5. 支援の流れ

ポリテクカレッジ高知の支援の流れは、職業能力開発総合大学校で作成された「特別な配慮が必要な学生等への支援・対応ガイド」^[2]に従って行われている。

基本的な流れは、

- (1) 気づき
- (2) 情報共有
- (3) 実態把握
- (4) 支援・対応

となっている。

明確にステップが区切られているわけではなく、前後のステップと重なりながら実施している。

以下、流れに従って述べていく。

5.1 気づきと情報共有

もし、訓練中に違和感を感じる学生がいて、それが継続したり頻出したりしている場合、ケース会議メンバーに報告される。その後、ケース会議メンバーが詳しい状況を確認し、複数の先生の間で同じような事例があるようなときは、観察学生としてケース会議で報告している。

観察学生のときは、職員は接し方を気にしながら注意深く様子を観察している。また、診断等が

あるけど連絡していないケースもあるので、三者面談などで、さりげなく探りを入れることもある。

観察学生のうち半分ぐらいの学生については、周囲が接し方を変えたり、自己努力したり、状況が好転したりして、課題が解決し観察学生から外れる。

しかし、残りの半分については、観察学生から配慮学生へ移行する。幸いにして、ポリテクカレッジ高知では二次障害の発生を極力防止しているので、状況が悪化して配慮学生へ移行するケースは稀である。どちらかという、観察している間好転の兆しがなく同じ状態が続いているというケースが多い。そして、職員が接し方を工夫したら修了できるかもしれないが、就職は難しいという判断で配慮学生に移行する。

なお、最近では高校での特別支援体制が整ってきたことから、入校前に連絡が来るケースが増えてきた。このような場合は、入校前から配慮学生として扱い、このステップを飛ばしている。

5.2 情報共有と実態把握

配慮学生へ移行して最初に行くのは、情報収集である。校内での様子から障害特性を見つけたり、保護者面談で家庭での様子を聞いたり、過去に支援機関等との関わりがないかを聞き出す。

(1) 診断のある学生の場合の保護者面談

もし、診断があるという連絡を受けている場合は、このステップは順調である。保護者と一緒に将来を考え、支援していきたいという意向を伝える。また、学生が利用している支援機関から情報提供を受け、その情報をケース会議に提供する同意を得る。

その後は、家庭との連絡を密にし、情報を共有しながら、次のステップに移って支援を開始する。

(2) グレーゾーンの学生の場合の保護者面談

観察学生から移行したグレーゾーンの学生の場合、このステップは慎重に進めていく必要がある。保護者も本人も障害の可能性について想像もして

いないという想定のもと、前のステップで行った三者面談で探りを入れた様子を分析しながら、次の面談の方針を決めていく。

ほとんどの場合は、最初の数回の保護者面談は、信頼関係を築くことに費やしている。はじめのうちは勉強上、あるいは生活上の問題があるので家庭と一緒に対応方法を考えて取り組んでいくという意向を伝えている。このとき、信頼関係を築くのが最大の目的だから、問題があることを責めるようにしないのがポイントである。また、必ず本人のよいところもピックアップして伝えることが大切である。

信頼関係が構築されてきたら、家庭での様子、幼年期から入校までの様子などを聞き出し、ケース会議で報告する。

そして、次のステップに移って支援を開始する。

5.3 実態把握と支援・対応

診断のある学生でも、グレーゾーンの学生でも、それぞれの場合に応じた方法で実態を把握したら、ケース会議でその情報を検討して支援方法を考えるのが、このステップである。

このステップは、修了まで何度も小さなPDCAサイクルを回していく。すなわち、

P：支援方法の検討

D：支援の実施

C：支援結果の判断

A：次の支援に向けての実態把握

を繰り返していく。

Aについては、支援が失敗して別の支援方法に切り替えるために実態把握をすることもある。大事なことは、失敗しないことではなく、失敗に早く気がつくことである。失敗と判断したら、すぐに今やっている支援を引き上げて、次の支援を早急に変更している。

また、このステップの間も保護者との面談は続けていく。診断のある学生の場合と、グレーゾーンの学生の場合について、それぞれ以下のように実施する。

(1) 診断のある学生の場合の保護者面談

可能であれば本人も一緒に面談を行い、ケース会議で検討した支援方法について説明を行う。また、家庭でも協力してもらえないか考えてもらう。

そして、就職活動時期になってきたら、就職活動はオープンで行くのか、クローズで行くのかを一緒に考えていく。修了が近づいてきたら、次の支援機関への橋渡しについて一緒に考えていく。

なお、保護者はどんな支援機関があり、それぞれどんな特徴があるのか知らないことが多い。そこで、支援機関の役割分担や利用方法、利用条件などを説明している。また、あらかじめケース会議で橋渡し先として適切な支援機関を検討しておく、その結果を保護者へ伝えている。

橋渡し先の支援機関が決定したら、修了直後から利用できるように、在学中から支援機関との連携を開始している。本人と保護者が見学に行ったり、橋渡し資料を本人と保護者と一緒に作成したりする。また、橋渡し先の支援機関と、修了後の役割分担について打合せする。

(2) グレーゾーンの学生の場合の保護者面談

これまでの面談で説明した対応方法の結果を伝えていきながら、信頼関係を深めていく。もし、結果が悪くても、両親に失敗した原因を正しく伝えている。ただし、結果が悪いことを責めるのではなく、次の対応方法を一緒に考えていくという前向きな姿勢を前面に出している。

しかし、就職活動などで、どんなに対応方法を考えて試していても結果に結びつかない状況が続くことがある。ケース会議で支援機関の利用が不可欠だと判断したときには、保護者に状況を改善するために支援機関の力を借りることを提案している。

提案するときは、過去の対応方法で本人も保護者も成功体験を積んでいる事が大事である。特に、本人が「特別な配慮があれば安心して物事に取り組める」という気持ちを持っていると、支援機関の利用に結びつきやすい。

とはいっても、すぐに決断できる話ではない。

気持ちの整理がつくのに数ヶ月要することもある。結論を急がずに、面談を重ねることが大切である。

なお、文面上は簡単にまとめているが、実際には「薄氷を踏む思い」で1歩1歩前に進むことになる。

この段階のときの面談は、言葉を慎重に選びながら、誤解を与えないように話す必要がある。万が一の場合に備えて、ポリテクカレッジ高知では、支援機関の利用を提案するときは、管理職が保護者面談に同席している。また、不用意な発言をしないように、事前の打合せで禁止ワードなども決めている。

保護者との関係がどんな状態になっても向きあう覚悟がなかったり、支援機関の利用について上手に説明する自信がなかったりするときは、専門機関の利用を提案してはいけない。気軽に考えずに、ケース会議等で十分慎重に検討して行動して欲しい。

6. 支援体制構築のポイント

これまでに、ポリテクカレッジ高知の支援体制と支援の流れについて述べてきた。

ここでは、ポリテクカレッジ高知で支援体制の構築に成功したポイントについて述べる。

6.1 専門機関の協力

支援体制の構築には、専門機関の協力が不可欠である。しかし、支援開始当初は、どんな専門機関があるのかさえも分からなかった。

そこで、以下のような方法でネットワークを広げた。

- ・高知障害者職業センターへの相談
- ・本人が利用している専門機関との連携
- ・地元で開催されている研修等への参加

ケース会議に招聘できるような、支援の実績と方向性が一致する専門家に出会えたことが、ケース会議の成功に結び付いている。

6.2 全員参加

支援を成功させるには、全職員が大なり小なり関わっていくという意識が必要である。

ケース会議の設置前から、年に1回以上全職員を対象に支援に関する研修を実施し、専門家を含めた支援体制を構築することが必要だというコンセンサスを形成している。職業訓練指導員だけでなく、管理職も事務職員も支援に参加している。

当たり前のことだが、支援に関する思いは個人個人で温度差がある。関心が薄くても、配慮を必要とする学生と接するときは行動や話し方に気をつける程度で十分である。このちょっとした配慮だけでも、全職員が実施していると大きな成果につながる。

ポリテクカレッジ高知の支援には、入校してから環境の変化に慣れるまでの期間がとても短く、二次障害の発生がほとんどないという特徴がある。この特徴を支えているのが、全員参加の意識である。

6.3 当たり前の意識

どんなに専門知識がある人でも、入校試験で特別な配慮を必要とするかどうかを判別することはできない。そして合格判定を出したのであれば、責任を持って訓練しなければならない。

また、文部科学省の平成24年の調査結果で、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童の割合が推定値6.5%という結果^[3]がある。調査範囲が違うので単純な比較はできないが、平成14年の調査結果^[4]でも6.3%という結果なので、そんなに大きな数字の変動はないと思われる。すなわち、定員20～30名なので、1クラスに1～2名は在籍する計算になる。

こういった状況を研修で説明するとともに、実際に毎年在籍している状況から、在籍することが当たり前という意識を持って対応している。

この意識があることで、支援に協力してくれるだけでなく、本人を敬遠するのではなく、理解しようとしてくれる。この雰囲気が大切である。

6.4 専門機関に必要な情報の提供

ケース会議では、学生ごとの出来事を記録した資料を使って検討する。この資料には、専門機関が支援を検討するための記録が必要である。

しかし、例えば教室から飛び出した問題行動を記録するときに、

突然教室から叫びながら飛び出していった。

急いで追いかけて戻るように指導した。

というような記述だと、専門機関にとって必要な情報が不足している。専門機関にとって必要なのは「どんなきっかけで起きたのか」という情報である。つまり、教室から飛び出す前に何があったのかを分析する。

だが、職員は問題行動が発生した直後に注目しやすい。そのため、記録には前後の状況も含めて、事細かに記載することになっている。

7. まとめ

ポリテクカレッジ高知での支援体制等について報告した。この5年間、良い意味で常に支援体制が変化し続けている。できることから実施するのが基本姿勢である。今後も変わり続けるであろう。それが強みなのかかもしれない。

報告した支援体制が、参考になれば幸いである。

参考文献

- [1] POLYTECHNIC COLLEGE KOCHI, “ポリテクカレッジ高知／高知職業能力開発短期大学校／学校案内”, ポリテクカレッジ高知, <http://www3.jeed.go.jp/kochi/college/college/index.html>
- [2] 発達障害の可能性のある学生への支援・対応ガイド作成委員会, 特別な配慮が必要な学生等への支援・対応ガイド, 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター, 2012.3, 74p, https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/db/kankoubutu/book_detail.php?doc_id=731
- [3] 文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課, “通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について”, 文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm
- [4] 文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課, “「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」 調査結果”, 文部科学省, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301i.htm